

令和6年6月

# 印紙税の手引



印紙税は、日常の経済取引に伴って作成する契約書や金銭の受取書（領収書）などに課税される税金で、末尾の「印紙税額一覧表」に掲げられている20種類の文書が課税の対象となります。

課税される文書に係る納付すべき印紙税の額は、「印紙税額一覧表」に記載のとおり、その内容にかかわらず定額であるものや、契約書の内容や契約金額、受取金額などによって異なるものもあります。

そこで、印紙税を正しく理解していただくための参考として、そのあらましを説明した「印紙税の手引」を作成しました。

また、国税庁ホームページにおいても印紙税に関する情報やタックスアンサー（よくある税の質問）を提供していますので、是非ご利用ください。

なお、課税文書に当たるかどうかのお尋ねのときは、最寄りの税務署に電話で事前に相談日時等を予約いただいた上で、その文書をご持参ください。

**「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」の印紙税の軽減措置が延長されています。**

「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」のうち、一定の要件に該当する契約書の印紙税を軽減する措置が、**令和9年3月31日まで延長**されています（第1号の1文書及び第2号文書関係）。



**印紙税申告**（書式表示用、一括納付用）も**e-Tax**で（裏面もご覧ください）

## ご利用のメリット

- 税務署へ出向いたり、書類を送付する必要がなくなります。
- 税務署の執務時間以外でも、申告書等の提出ができます。
- 毎月申告となる印紙税書式表示の申告では、①OCR様式である申告書の手書作成が不要（前月分の複写利用が可能）、②計算誤りが防げる（合計税額を自動計算）など、大変便利です。

印紙税書式表示に係る e-Tax のご利用方法についてはこちら



印紙税書式表示 イータックス

検索

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/pdf/inshishosiki.pdf>



利用開始の手続き、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Tax ソフトの操作方法、よくある質問（Q & A）に関する最新の情報については、e-Tax ホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL. 0570-01-5901）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（土日祝日及び12月29日～1月3日は除きます。）です。



イータックス

検索

<https://www.e-tax.nta.go.jp>



**収入印紙は、郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所で購入しましょう。**

※ この手引は、令和6年6月1日現在適用されている法令に基づいています。

**国 税 庁**

法人番号7000012050002



この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

## 〔 略 語 〕

|         |   |
|---------|---|
| 法       | 印紙税法（昭和42年法律第23号）                         |
| 令       | 印紙税法施行令（昭和42年政令第108号）                     |
| 規則      | 印紙税法施行規則（昭和42年大蔵省令第19号）                   |
| 基通      | 印紙税法基本通達（昭和52年間消 1 - 36）                  |
| 課税物件表   | 印紙税法別表第一の課税物件表                            |
| 通則      | 印紙税法別表第一の課税物件表の適用に関する通則                   |
| 第 1 号文書 | 印紙税法別表第一の課税物件表の第 1 号に掲げる文書（以下第20号文書まで同じ。） |
| 租特法     | 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）                      |
| 通則法     | 国税通則法（昭和37年法律第66号）                        |

## 〔 目 次 〕

### 第 1 総 則

#### I 課税範囲

|                 |   |
|-----------------|---|
| 1 課税文書に関する基本的事項 | 1 |
| 2 文書の所属の決定      | 2 |
| 3 契約書           | 5 |
| 4 記載金額          | 7 |

#### II 納税義務者、納付方法等

|            |    |
|------------|----|
| 1 納税義務者等   | 12 |
| 2 印紙税の納付方法 | 13 |

#### III 課税文書の作成とみなされる場合

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 1 手形の作成とみなされる場合                 | 15 |
| 2 通帳等の作成とみなされる場合                | 15 |
| 3 追記等が課税文書の作成とみなされる場合           | 15 |
| 4 通帳等への付け込みであっても契約書等の作成とみなされる場合 | 15 |
| 5 国等と共同作成した課税文書について単独作成とみなされる場合 | 15 |

#### IV 印紙税に係る過誤納金の還付等

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| V 過 怠 税                     | 16 |
| （参考）「印紙税過誤納確認申請（兼充当請求）書」記載例 | 17 |

## 第2 課税文書の取扱い

|   |    |
|---|----|
| 1 不動産等の譲渡、地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡、消費貸借、運送に関する契約書（第1号文書）                          | 19 |
| 2 請負に関する契約書（第2号文書）  | 21 |
| 3 約束手形又は為替手形（第3号文書）   | 23 |
| 4 株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託、特定目的信託若しくは受益証券発行信託の受益証券（第4号文書）                  | 23 |
| 5 合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割計画書（第5号文書）  | 24 |
| 6 定款（第6号文書）   | 24 |
| 7 継続的取引の基本となる契約書（第7号文書）   | 24 |
| 8 預貯金証書（第8号文書）  | 25 |
| 9 倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券（第9号文書）  | 25 |
| 10 保険証券（第10号文書）   | 25 |
| 11 信用状（第11号文書）  | 26 |
| 12 信託行為に関する契約書（第12号文書）  | 26 |
| 13 債務の保証に関する契約書（第13号文書）   | 26 |
| 14 金銭又は有価証券の寄託に関する契約書（第14号文書）   | 26 |
| 15 債権譲渡又は債務引受けに関する契約書（第15号文書）   | 27 |
| 16 配当金領収証又は配当金振込通知書（第16号文書）   | 27 |
| 17 金銭又は有価証券の受取書（第17号文書）   | 27 |
| 18 預貯金通帳、信託行為に関する通帳、銀行若しくは無尽会社の作成する掛金通帳、生命保険会社の作成する保険料通帳又は生命共済の掛金通帳（第18号文書） | 29 |
| 19 第1号、第2号、第14号又は第17号文書により証されるべき事項を付け込んで証明する目的をもって作成する通帳（第19号文書）            | 30 |
| 20 判取帳（第20号文書）  | 30 |

|                           |    |
|---------------------------|----|
| ※ 印紙税法基本通達 別表第2 重要な事項の一覧表 | 31 |
|---------------------------|----|

## 第3 不動産の譲渡、建設工事の請負に関する契約書に係る税率の特例

|                        |    |
|------------------------|----|
| 1 税率の特例制度の概要           | 32 |
| 2 軽減措置が適用される契約書の具体的な範囲 | 33 |
| 3 軽減措置が適用されない契約書等      | 34 |

|           |    |
|-----------|----|
| ※ 印紙税額一覧表 | 35 |
|-----------|----|